



NO, 135

令和4年9月20日発行  
諏訪地区社会福祉協議委員会

発行責任者 荒井 俊  
(35) 0731  
suwashakyo@net1.  
jway.ne.jp

# すわふくし



令和4年9月21日から10月20日の活動予定

## ふれあいグループ

9月22日（木）グループリーダー会議  
27日（火）地域包括連絡会議

## 高齢者支援グループ

さわやかクラブ  
9月22日（木） さいころゲーム  
10月13日（木） お手玉ゴルフ

## 子育て支援グループ

おもちゃライブラリ  
9月23日（金）  
10月14日（金）子育て相談

\*10月11日（火）諏訪小福祉体験学習

## ふれあい生活支援福祉事業

事業趣旨は、協力会員と利用会員からなる会員登録制による有償の生活支援事業です。

協力会員は、利用会員の希望により、敷地内の草刈、はみ出した枝、照明器具等の交換取付け、高所棚の整理整頓、その他相談に応じ環境整備等のサービスを提供して利用会員の生活を支援し、地域福祉の増進を図ることを目的としています。

利用会員は、諏訪学区に居住し、日立市社会福祉協議会のあんしん安全ネットワーク事業に登録している方で①ひとり暮らしの高齢者  
②高齢者のみの世帯者です。

相談窓口は 諏訪交流センター ☎33-3841  
諏訪地区社協 ☎35-0731

作業前



作業後

右記の写真は8月10日に実地した生活支援福祉事業です



80歳以上の皆様 ご長寿おめでとうございます。

今年も敬老会が中止となりました。  
昨年同様、敬老会の代わりに元気応援事業として、諏訪地区ではお米、お味噌汁、鮭フレークをお祝いの品として送ることになりました。  
これからも健康で更なるご活躍をお祈り申し上げます。



# 成年後見制度

8月26日（金）に実施したふれあいグループ会議で、成年後見制度について日立市成年後見サポートセンターから上松千晶さんを講師にお迎えして、学習会を行いました。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により、ある人の判断能力が不十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

例えば預貯金や不動産などの財産を管理したり、要介護認定の申請や介護サービスを利用する際の契約、不利益な契約の取り消しなどを本人に代わって行います。

## 成年後見制度の全体像 (2つに分けられます)



すでに判断能力が不十分

### 法定後見制度

家庭裁判所の審判

判断能力も程度に応じ  
て成年後見人、保佐人、  
補助人が選任させる



まだ元気だけど将来が不安

### 任意後見制度

契約

現在の生活状況、希望  
する将来のライフスタイ  
ルに合わせて契約する  
ことができる

## 任意後見制度とは

本人が判断能力のある時に、将来に備えてあらかじめ財産整理などをしてもらえる人を決めておく制度。

本人の判断能力が低下し、家庭裁判所が任意後見監督人（任意後見人の仕事ぶりを定期的に家庭裁判所に報告）を選任した時から任意後見がスタートします。

ご相談は

「日立市成年後見サポートセンター」

☎37-1122まで



## 成年後見人になれるのは

親族



あなたにとって身近な頼れる人

市民後見人



専門的な研修を受けた地域の人

専門職



福祉や法律の専門家  
(社会福祉士、司法書士、弁護士など)



福祉関係の法人